議題

- ○大阪府病院協会会長の木野委員を大阪府医療対策協議会会長に選任してよろしいか。
- ※大阪府私立病院協会会長の加納委員より推薦

≪参考≫大阪府医療対策協議会規則

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の二十三第一項各号に掲げる者 の管理者その他の関係者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (略)
- 第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 (略)
- 第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。